

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年10月22日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が11月1日まで延長されました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、スラバヤ市等4県市はレベル1へ、グレシック県等6県市はレベル2へ、それぞれ引き下げられ、レベル3が24県市、レベル2が9県市、レベル1が5県市と区分されました。
- 外国からの空路による入国地点に、リアウ諸島州のバタム島及びビンタン島の空港が追加されました。

1. 10月18日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、11月1日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年53号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、スラバヤ市等計4県市がレベル1の区分に引き下げられました。また、グレシック県等6県市がレベル2の区分に引き下げられ、レベル3に24県市、レベル2に9県市、レベル1に5県市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:24県市>

クディリ県、サンパン県、ジェンベル県、シトウボンド県、スムヌップ県、トウバン県、トゥルンアグン県、トレンガック県、パスルアン県、パチタン県、パメカサン県、バンカラン県、ブリタル県、プロボリング県、プロボリング市、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、ボンドウォソ県、マゲタン県、マラン県、モジョケルト県、ルマジャン県、ンガウイ県、ンガンジュック県

<レベル2:9県市>

グレシック県、シドアルジョ県、ジョンバン県、バトゥ市、パニユワンギ県、マディウン県、マディウン市、マラン市、ラモンガン県

<レベル1:5県市>

クディリ市、スラバヤ市、パスルアン市、ブリタル市、モジョケルト市

3. ジャワ・バリの活動制限レベル2の主な内容は以下のとおりです。

(1)教育・学習

制限付きの対面授業または／及び遠隔学習とする。制限付きの対面授業とは、収

容率50%までとする。幼児教育については、収容率33%まで、一クラスあたり5人までとする。

(2) 非必須・需要分野の出勤制限

下記(3)及び(4)の必須分野及び重要分野に該当しない業種では、出勤率50%までとし、ワクチン接種を行った従業員のみ出勤でき、職場の出入りにあたってはアプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(3) 必須(esensial)分野

ア 顧客サービスを主とする保険・銀行・質・先物取引所・年金・融資機関(lembaga pembiayaan)については、顧客サービスを行う営業所での出勤率は75%まで、事業運営業務のためのオフィス出勤率は50%まで。

イ キャピタルマーケット業、情報通信事業(携帯電話事業、データセンター事業、インターネット事業、メディアを含む)での出勤率は75%まで。

ウ 隔離業務を行わないホテル業については、以下のとおり。

(i) 全ての訪問客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリで「グリーン」または「イエロー」が表示された訪問客は入場可。12歳未満の訪問客の入場については、検体採取後24時間以内の抗原検査または48時間以内のPCR検査の陰性証明書が必要。

(ii) 施設の利用は収容率の50%まで可。

(iii) ジム、会議室、ボールルームは、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する条件の下で、収容率の50%まで利用可。会議室やボールルームでの飲食物はボックスでの提供とし、ビュッフェ形式での提供は禁止。

エ 輸出指向産業及びその関連産業のうち、過去12か月の輸出申告書(PEB)又は今後の輸出計画書を示し、産業活動運営移動許可(IOMKI)を取得済みの企業については、シフト調整を行い、製造施設・工場での出勤率は各シフトともに75%まで、事業運営業務のためのオフィス出勤率は50%まで。

オ 政府部門の必須業務については、政府機関強化・官僚改革省の定めに従う。

(4) 重要(kritikal)分野

ア 保健、治安に係る活動については、出勤率は100%として可。

イ 災害対応、エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、国家の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)については、製造施設や建設現場、顧客サービスを行う営業所では、出勤率を100%として可。事業運営業務のためのオフィス出勤率は50%まで。

ウ エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、建設(情報通信・放

送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)では、9月6日以降、従業員及び訪問者が製造施設、建設現場、顧客サービスを行う営業所及び事業運營業務のためのオフィスに立ち入る際、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行わなければならない。

(5) 日常生活必需品を販売するスーパー、伝統市場、雑貨屋

営業時間は午後9時まで、収容率は75%まで。スーパー及びハイパーマーケットでは、9月14日以降、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。薬局は24時間営業可。

(6) 生活必需品以外を販売する市場

営業時間は午後6時まで、収容率は75%までとする。

(7) 路上販売、雑貨店、代理店、金券販売、理髪店、クリーニングサービス、物売り、小規模修理工場、車両洗淨サービス、その他小規模事業は、厳格な保健プロトコルの下、午後9時まで営業可(詳細については地方政府が調整。)

(8) 飲食店

ア 屋台、路上飲食店等での店内飲食は、営業時間は午後9時まで、収容率は50%まで、飲食時間は60分以内に制限。

イ レストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後9時まで、収容率は50%まで、飲食時間は60分以内に制限。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。

ウ 夜間営業のレストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後6時から午前0時まで、収容率は50%まで、飲食時間は60分以内に制限。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。

(9) ショッピングモール

営業時間は午後9時まで、収容率は50%まで。12歳未満は親同伴であれば入店可。ショッピングモール内の児童遊戯施設や娯楽施設は、トレーシング目的で親が住所と電話番号を記入することを条件に営業を許可。全ての客及び従業員に対し、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを義務付け。

(10) 映画館

収容率は70%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリで「グリーン」または「イエロー」が表示された客のみ入場可。12歳未満は親同伴であれば入場可。映画館内の飲食店での店内飲食は、収容率50%まで、飲食時間は60分以内。

(11) 建設活動

公共インフラ建設活動と私的建設活動(建設現場)は、100%可。

(12) 礼拝施設

収容率は75%まで、または75名以下に制限。

(13) 公共施設(公園、観光施設等)

収容率は25%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリ「Peduli Lindungi」を使用している観光施設では、親同伴であれば、12才未満の入場可。観光施設へのアクセス道路において、金曜日の正午から日曜日の午後6時まで、車両の奇数偶数交通規制を実施。

(14)文化・社会・芸術・スポーツ

収容率50%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(15)ジム

収容率50%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(16)公共交通機関

定員の100%まで可。

(15)結婚披露宴

収容率50%まで。会場での食事は禁止。

(16)マスク着用

自宅外ではマスクを常時着用。マスクを着用せず、フェイスシールドのみの着用は禁止。

(17)隣組(RT)単位での小規模単位の社会活動制限継続。

4. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤での活動を認める措置が継続しています(詳細は、9月1日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100229509.pdf>)を参照。)。また、プロスポーツ・イベントの開催について制限が緩和され、特にプロサッカーの試合については、一定の条件下でスタジアムでの観戦が許可されました。

5. 外国からの空路による入国地点について、スカルノ・ハッタ国際空港、ングラライ国際空港(バリ州)、サム・ラトゥランギ国際空港(北スラウェシ州マナド)に加え、ハン・ナディム国際空港(リアウ諸島州バタム島)及びラジャ・ハジ・フィサビリラ国際空港(リアウ諸島州ピンタン島)が追加されました。海路及び陸路の入国地点については、運輸省等が定めるとされました。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)

